

都市計画の原案の説明会について

- 1 開催日時・回数 平成29年7月14日（金）、15日（土） 延べ3回
 2 参加人数 延べ39人

	主な意見・質問	回 答
【①原案に対する意見・質問】		
1	工業地域ではあるが、現在の状況は住宅（マンション）が多く、人口密度が高い。また、周囲には、老人福祉施設や給食センターがある。そのような場所が適地なのか。	現在はマンションも建ち並んでいるが、市では平成6年からこの場所をリサイクル施設として使用している。また、本施設は市民の家庭から排出される食品などに使用されていた容リプラ等を受け入れる施設であります。生活環境影響調査の結果からも、周辺環境への影響は軽微であり、VOC対策については近隣自治体の同種施設には例がない高度な対策を施します。
2	桜が丘地域は、現状で市内最高の人口密度となっていることや、給食センターが新たに建設されたことから、子どものいる家庭は不安を感じると思う。万が一のことがあったことを想定すると、影響が少ないところに建設をするべきである。また、3市からの大量な容リプラとペットボトルを処理する場所としては狭すぎる。狭いところだから高さのある建物になってしまうのでは。	都市マスタープランでは、本施設の区域は複合市街地として位置付けている。互いの環境に配慮し調和を図りつつ、多用途の土地利用を誘導する地域である。また、この場所は、市街化区域であり、工業地域であることから、都市計画上の支障は認められません。なお、建物の高さについては、クレーンを設置するためです。
3	日量の処理規模が変わった場合、都市計画の変更等が必要になるのか。	日量の処理規模は、都市計画決定の項目ではありません。
4	小平市が2回目の組成分析を行ったところ、ごみの量が大幅に増加したことから、現在の処理能力では、足りない可能性がある。立ち止まって再考すべきだ。また、仮に、処理能力が足りずに施設の規模が大きくなる場合には都市計画変更は必要か。	組成分析で確定した値を算出することはできませんが、算出された数値は妥当性があると判断しています。また、仮に処理量が想定量を超えた場合、施設がピット方式であることから、ピット内での調整が可能であると考えます。なお、施設の規模の変更に伴い区域面積が変更される場合は、都市計画変更を要します。
5	施設の処理能力について、再検討すべきである。組成分析で算出した値には差があり、この値をもとにして計画を進めるべきではない。	
6	この場所でなければならぬ理由はあるのか。また、いつどこで誰が決めたものなのか。3市で使用する施設となるのだから3市に視野を広げれば他に適地があるのではないか。	新たに土地を購入する必要が無いこと、現にリサイクル施設になっていること、選別作業から生じる異物を衛生組合へ運搬しやすいことから、適地としており、建設場所の比較検討は行っていません。
7	まちづくりニュースNO.39に工業地域に建設することが原則とあるが、それはおかしい。個人的に事例を集めたが、半数以上は調整区域に建設されている。	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、原則として建築物の建築はできません。地方部では用途指定のない白地の市街化調整区域に処理施設が立地している例もあるが、東大和市の市街化調整区域は住居系の用途地域が指定されている上、その多くが都市計画緑地である。また、処理施設の立地にあたっては広幅員の道路も必要となり、適地だという考えはない。なお、市街化区域においては、国の都市計画運用指針において、工業系の用途が望ましいとされている。
8	路線価の高い場所に施設を建設するのはおかしい。他に路線価の高い地域に設置している地域はないと思うが。	東京23区内では、路線価の高い場所に施設が建設されています。

	主な意見・質問	回 答
9	本施設は市にとって必要なものとする。このまま、ごみ焼却施設等も含めて施設更新がされない事態となれば、市民生活は大きな打撃を受けることになる。本都市計画をぜひとも決定してほしい。	
10	ごみは市民の誰もが出すものである。したがって真に必要な不可欠な施設である。本施設は環境対策にも十分配慮した最新の施設であることから、ぜひ本計画を進めてほしい。	
11	この事業は、大きなプロジェクトである。進むのか、立ち止まるのか、退くのか、3つの選択肢があるが、進めていく中でも市民の立場で一緒になって考える機会はある。また、市民がみんなで考える経験は財産となる。賛否あって当然だが、進めていく中で徐々に不安を取り除いていってもらえればよいと思う。	
12	周りに住宅が増えたとはいえ、もともとリサイクル施設があり、そこでリサイクルが行われていた場所である。環境への不安があるという行政側に位置の変更を求めるのは乱暴である。行政としても3市市長による合意がなされていることであって、その合意内容を履行できないとなると、東大和市は約束を守れない市という批判を受けることになる。	
13	地域住民の方には申し訳ないと思うが、市にとって必要不可欠な施設であることから計画を進めていって欲しいと思う。	
【②原案説明資料に対する意見・質問】		
1	交通処理計画について、梱包品の搬出車両が1日に7台～9台と説明があったが、収集の搬入車両について触れていない。搬入車両は何台なのか。	1日概ね64台を想定しています。
2	説明の中で、新しいごみ焼却施設は発電設備を備えることにより施設規模が大きくなるとのことである。発電を行う目的は、国の補助金をもらうためであることから、国の補助金をもらわずに、ごみ焼却施設を建設し、規模を縮小するという選択肢もあるのではないかと。	財政的に厳しい状況下、国の交付金を受けずに施設を更新するという考えはありません。また、発電設備とは別に、施設更新により、排気ガス処理能力も向上するため、施設規模が大きくなることは避けられません。
3	生活環境影響調査では、影響は軽微であることから問題ないとの判断であるが、杉並区で起きたような杉並病の二の舞になる恐れがある。	杉並区の場合は、中間処理の品目が不燃ごみであり、本施設とは異なります。
4	以前、衛生組合は、前提となる容リプラの量が増えれば、生活環境影響調査の結果も変更があり得ると言っていた。2回目の組成分析の結果から、小平市の容リプラ量が増える可能性がある中で、生活環境影響調査の結果は納得できない。	実際に処理する容リプラの量での判断ではありません。日量23tの施設規模から、生活環境影響調査の結果を出しています。
【③その他の意見・質問】		
1	説明資料の中で、本施設とあるが、資源物処理施設のことなのか、ごみ焼却施設のことなのか分かりづらい。	本施設は、資源物処理施設を指します。
2	イトーヨーカドー付近は、昔は小松ゼノアが立地していたと思う。その頃から既に工業地域だったと思うがそのとおりか。	そのとおりです。

	主な意見・質問	回 答
3	近辺のマンションを購入したが、その際、重要事項説明の中で本施設について触れられていなかった。都市計画が決まっていなかったからだと思うが、市としてこのような施設整備の計画があったことを公表していたのか。	施設の計画はあり、衛生組合が公表していました。
4	市の施設は、暫定リサイクル施設となっており、暫定と聞くと一時的に使用していると考えてしまうが。	暫定になっている意味は、施設（建物）が暫定であって、場所としては暫定ではありません。
5	この計画の本質は、ごみ焼却施設の更新にある。ごみ焼却施設の更新については、小平市が中心となっており、東大和市民、武蔵村山市民には情報が十分に伝わっていないように思う。	衛生組合では、3市住民を対象にした広報紙への掲載や説明会の開催など、情報提供に努めております。
6	この事業は、市議会での議決は経ているのか。	都市計画決定については、市議会での議決は必要ありません。施設整備については、一部事務組合が決定しています。
7	平成22年に市議会で反対の決議がされたにも関わらず、ペットボトルと容リプラの2品目で実施していくことになった。決議されたのに、なぜ市は事業を進められるのか。	平成22年の決議は、6品目での事業について市議会の決議があったものです。現在は、処理品目を2品目に減らし、市議会全員協議会で説明のもと、実施しています。
8	一部事務組合が事業を進める根拠は何か。	規約に基づき行っています。
9	ペットボトルについては、店舗等で回収していることから、市民が意識を持つことで減量できる。市財政が厳しいことを考えると、約26億円の施設整備費は高いと感じる。市にとって必要な施設であることは理解できるが、施設整備費は下げるべきである。また、資料にペットボトルと容リプラ施設の整備費用が記載されていない。	建設費用については、VOC対策等、環境面に万全を期すためです。また、施設の整備費用については、まちづくりニュースに記載しています。
10	建設コストの上昇は、住宅密集地に施設をつくる行政の責任ではないのか。近隣住民が環境対策を求めたからという理由はおかしい。	近隣住民のみの意見という捉え方ではなく、桜が丘を含めた周辺地域からVOC対策の要望はあります。
11	可燃ごみの有料化では、ごみの減量は15%であったが、資源物処理施設を整備しても、2%の減量にしかつながらない。わずか2%の減量に26億円を費やすことになる。ごみ焼却施設の更新ありきで進めようとしており、本来の広域行政としての在りかたをなしていない。	2%の減量は重量比であり、仮に焼却処理するとすると、容積は相当増えるため、炉を大きくする必要が生じます。
12	本施設の整備より前に、小平市、武蔵村山市のごみ有料化が先では。	今後2市は、ごみの有料化を検討するものと考えます。また、その前提で計画を進めています。
13	施設整備費について、ごみ焼却施設、粗大・不燃ごみ処理施設を含めた全体像を市民に周知すべきである。	今後、衛生組合から説明会等で周知を図っていきます。
14	3市の市民に事業を周知しているのか。	衛生組合において、3市の市民全体へ周知しています。
15	地上緑化のみで整備できるとしていたが、屋上緑化を行わなければならないなど、衛生組合の説明に矛盾がある。	意見として伺います。
16	施設は必要だが、コストの説明がなされていない。合理的に不必要なものは削ってほしい。	意見として伺います。
17	小平・村山・大和衛生組合の土地の一部は小平市からの借地であると説明していたが、本当か。当該土地に係る登記簿と公図の写しを示してほしい。	今回の議題に関係がありません。

	主な意見・質問	回 答
18	容リプラの民間委託について、平成30年4月以降の受入れを断られているとのことだが、現在の委託先以外にも応札している業者がいる。	他市へ搬出する場合、自治体間の協議が整うことが必須です。
19	用地決定が不明瞭である。住民の同意が得られていないのに計画を進めること自体がおかしい。計画を白紙にしてほしい。	意見として伺います。
20	施設見学は可能ですか。可能であれば、ぜひ市民として完成した施設を見たい。	施設の見学は可能です。
21	前回の懇談会にも参加したが、住民側の質問や意見の内容や程度に、変化が見られないように感じる。	
22	市民は、自分達が出すごみについて、どのようにしていくのかを考えなければならない。平成17年に広報紙「えんとつ」が配られ、施設からの化学物質対策がクリアされるかどうか焦点になると思っていた。その後、周辺住民から反対運動が起こり、都へ請願が提出された。請願は不採択となり、地域で考えるべき問題だとされた。地域連絡協議会で、講師を招いた化学物質の勉強会があり参加したが、化学物質への対策は問題ないと感じた。地域住民も反対一辺倒ではなく、自区内処理の原則を踏まえて考えて欲しいと思う。	